

2026年3月14日 25社達第63号

しなの鉄道株式会社
ICカード乗車券取扱規則

2026年3月

しなの鉄道株式会社

第1編 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、しなの鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、ICチップを内蔵するカード等に記録された金銭的価値等（以下「Suica」といいます。）の利用者に当社が提供するサービスの内容とその利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 Suicaによるサービスについては、この規則の定めるところによります。

2 この規則が改定された場合、以後のSuicaによるサービスについては、当該改定された規則の定めるところによります。

3 加盟店での商品購入等にかかわるSuica電子マネーの取扱いについては、「東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則」（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。）等の定めるところによります。

4 この規則に定めていない事項については、「東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号）の定めるところによります。

(用語の定義)

第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「記名Suica」とは、Suicaのうち個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報が記録されたSuicaをいいます。
- (2) 「無記名Suica」とは、前号以外のSuicaをいいます。
- (3) 「小児用Suica」とは、小児の利用に供する記名Suicaをいいます。
- (4) 「Suica媒体」とは、Suicaとして使用できる東日本旅客鉄道株式会社所定の情報記録媒体をいいます。
- (5) 「SF」とは、東日本旅客鉄道株式会社が相当の対価を得て、Suicaに記録した金銭的価値をいいます。
- (6) 「チャージ」とは、SuicaにSFを積み増しすることをいいます。
- (7) 「デポジット」とは、東日本旅客鉄道株式会社が利用者にSuica媒体を貸与するに際し、貸与終了時に返却することを条件に収受する金銭をいいます。
- (8) 「ICカード乗車券」とは、本規則に基づき旅客の運送等のサービスを受けられるSuicaをいいます。
- (9) 「Suica乗車券」とは、ICカード乗車券のうちSuica定期乗車券以外のものをいいます。

- (10) 「Suica 定期乗車券」とは、第 23 条に基づき発売する定期乗車券の情報が記録された IC カード乗車券であって、しなの鉄道株式会社旅客営業規則（以下「旅客規則」といいます。）に定める定期乗車券に準じて取り扱うものをいいます。
 - (11) 「自動改札機」とは、IC カード乗車券の改札を行う改札機をいいます。このうち、ゲート式の自動改札機以外を「簡易 Suica 改札機」といいます。
 - (12) 「最低運賃相当額」とは、第 24 条に規定する IC 運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用するもののうち、旅客規則第 46 条第 1 項に規定する旅客の区分ごとに最も低額なものをいいます。
 - (13) 「鉄道会社線」とは、鉄道会社の経営する鉄道をいいます。
- 2 この規則に定めのない用語の定義については、旅客規則の定めるところによるものとします。

（Suica の発売）

第 4 条 小児が複数の小児用 Suica を購入することはできません。

- 2 小児が第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の IC カードを既に所持している場合、小児用 Suica を購入することはできません。

（変更）

第 5 条 小児用 Suica の使用期限を経過したときは、以後当該小児用 Suica を使用することはできません。

- 2 小児が小児用 Suica 等（第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の IC カードを含む。）を既に所持している場合、他の無記名 Suica を小児用 Suica に変更することはできません。

（制限事項等）

第 6 条 Suica、Suica 媒体及び Suica 媒体に記録されている一切の情報（以下本条においてこれらを「Suica 媒体等」という。）について、自ら又は第三者をして偽造、変造、複製、分解、解析（リバースエンジニアリング等を含む。）若しくは不正な作成（以下これらを「不正行為」という。）を行い、不正行為の結果を公表し、又は不正行為を目的として第三者への提供等を行ってはなりません。また、不正行為により作成された Suica 媒体等を使用することはできません。

（制限又は停止）

第 7 条 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

(失効)

第8条 Suicaの発売若しくは交換、SFの使用、SFのチャージ、Suica定期乗車券の購入、払いもどし若しくは更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には、Suicaに係る利用者の権利は失効します。

2 故意にSuicaを破損させ、本規則の定めるサービスの提供に支障を生じさせた場合には、当該Suicaに係る利用者の権利は失効します。

(チャージ)

第9条 Suicaには、Suicaの処理が可能な自動券売機等によってチャージすることができます。ただし、Suica1枚あたりのSFの残額は20,000円を超えることはできません。

(SF残額の確認)

第10条 SuicaのSF残額は、Suicaの処理が可能な自動改札機、自動券売機等によって確認することができます。

(SF利用履歴の確認)

第11条 Suicaに関する利用履歴は、改札口の係員にお申し出いただくことによって次の各号に定めるとおり確認することができます。

(1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算し又は乗車券類等との引換えを行った場合の取扱月日、取扱箇所(又は運賃収受区間)、取扱後のSF残額、チャージを行った場合の取扱月日、取扱後のSF残額及びSFを使用して商品購入等を行った場合の取扱月日、取扱後のSF残額とします。

(2) 26週間を経過した利用履歴は、確認することはできません。

(3) 利用履歴の印字は、最近の利用履歴から20件までさかのぼることができます。この場合、係員が窓口精算機にて履歴を印字しお渡しします。ただし、駅により利用履歴の印字による確認ができない場合があります。

ア 印字当日に21回以上SFを利用した場合(入場から出場するまでを1回と数えます。)で、利用履歴を印字した時点からさかのぼって最近の20回を超える利用履歴

イ 出場処理がされていない利用履歴

ウ 自動改札機による改札の処理が完全に行われなかったときの利用履歴

エ その他、取扱機器による処理が完全に行われなかったときの利用履歴

(4) 利用履歴の印字は、軽井沢駅、小諸駅、上田駅、屋代駅、豊野駅の改札口にて取扱います。

(払いもどし)

第12条 記名Suicaの払いもどしは、別に定める申込書の提出及び公的証明書等の提示に

より払いもどしを請求する利用者が当該記名 Suica の記名人本人であることを証明した場合に取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該記名 Suica の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

- 2 Suica 定期乗車券が発売されている Suica が不要となった場合は、第 35 条第 1 号の規定による定期乗車券の払いもどし額と S F 残額の合算額を払いもどします。この場合、Suica 定期乗車券 1 枚につき手数料として 220 円（定期乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額が 220 円に満たない場合はその額）を支払うものとします。
- 3 当社以外の交通事業者が提供するサービスがある Suica は、利用者が当該サービスの解約等の手続きを行った後に限り、前各項の取扱いを行います。

（紛失再発行）

第 13 条 記名 Suica の記名人が当該記名 Suica を紛失した場合は、次の各号の条件を満たすときに限って、当社は記名人の再発行の請求に基づいて、請求日翌日の窓口営業開始時間までに紛失した記名 Suica の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。

（注）定期乗車券又は企画乗車券の情報が記録されている Suica にあっては、その Suica を発売した Suica 取扱事業者のみが、再発行の請求の受付以外の取扱いを行うことができます。

- (1) 再発行の請求に際して、記名人が別に定める申込書を Suica の取り扱う駅に提出し、かつ公的証明書等を呈示して当該記名 Suica の記名人本人であることを証明できること
 - (2) 再発行する記名 Suica の引取りに際して、前号の手続きを行った記名人が記名 Suica の再発行を行う駅に公的証明書等を呈示し、当該記名 Suica の記名人本人であることを証明できること
 - (3) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が東日本旅客鉄道株式会社のシステムに登録されていること
- 2 当社は、前項により再発行する記名 Suica 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受します。また、デポジットとして Suica カード 1 枚につき 500 円を現金で収受します。
 - 3 当社が、記名 Suica の再発行の請求を受け付けた後、利用者はこれを取り消すことはできません。
 - 4 第 1 項に規定した期間内に、再発行する Suica の引き取りが行われない場合、当社は、当該請求に基づく Suica の交付は行いません。
 - 5 利用者は、第 8 条 1 項の規定により失効した Suica の再発行の請求はできません。
 - 6 記名 Suica の使用停止措置を行った場合、当該措置を行った記名 Suica を利用者が再び利用することはできません。また、この場合、再発行する記名 Suica の交付を受けない限り、利用者は、使用停止措置を行った記名 Suica で受けていたいずれのサービスも受けることができません。

7 無記名 Suica については、いかなる場合においても、第 1 項の規定による紛失再発行及び使用停止措置の取扱いを行いません。

(障害再発行)

第 14 条 Suica の破損等によって自動改札機での使用、乗車券類発売機による乗車券類等との引換え又は自動精算機による精算が不能となった場合で、利用者が当該 Suica とともに別に定める申込書を Suica の障害再発行を行う駅に提出したときは、その原因が利用者の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、当社は請求日翌日の窓口営業開始時間までに当該 Suica の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は再発行は行いません。

(注) 定期乗車券又は企画乗車券の情報が記録されている Suica にあっては、その Suica を発売した Suica 取扱事業者のみが、再発行の請求の受付以外の取扱いを行うことができません。

(免責事項)

第 15 条 当社は、Suica の取扱いについて、取扱時に当該 Suica を所持していた者以外に対する責めを負いません。なお、当該 Suica が記名 Suica の場合、当該記名 Suica を当該記名人以外が所持していたときは、当社は当該記名人以外の者の利用について、当該記名人に対する責めを負いません。

2 当社が本規則において定める場合又は特に定める場合を除き、利用者が Suica 媒体により便益を取得したことによって又は Suica 媒体により取得した便益を喪失若しくは享受しえなくなったことによって、利用者にも不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切その責めを負いません。

3 当社は紛失再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。紛失再発行の請求から使用停止措置が完了するまでの間に、当該記名 Suica の払いもどしや SF の使用等があった場合、当社はそれらを補償する責めを負いません。

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通則

(IC カード乗車券による旅客の運送等)

第 16 条 IC カード乗車券による当社線にかかわる旅客の運送等については、この編の定めるところによります。

(運送契約の成立時期)

第 17 条 IC カード乗車券による個別の運送契約の成立時期は、旅客が駅において乗車の際に自動改札機によって IC カード乗車券の改札を受けたときとします。

2 前項の定めにかかわらず、Suica 定期乗車券による個別の運送契約の成立時期は、Suica 定期乗車券を購入したときとします。

(Suica 定期乗車券における定期乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降の取扱い)

第 18 条 Suica 定期乗車券を定期乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は Suica 乗車券として取り扱います。

(使用方法)

第 19 条 旅客は、IC カード乗車券を用いて乗車するときは、自動改札機による改札を受けて駅に入場し、同一の IC カード乗車券により自動改札機による改札を受けて、駅から出場しなければなりません。

2 前項の定めにかかわらず、旅客は、IC カード乗車券の SF を自動券売機によって乗車券類等と引換えることができます。また、入場記録のない Suica 乗車券の SF は、IC カード乗車券の処理が可能な窓口精算機によって他の乗車券にかかわる精算を行う場合の精算に相当する額に充当できます。

3 自動券売機または窓口精算機によって前項の取扱いをする場合であって、SF 残額が引き換える乗車券類等に相当する額又は精算に相当する額に満たない場合は、別に現金又は他の IC カード乗車券の SF を、当該自動券売機及び窓口精算機に充当することにより、乗車券類等と引換え又は精算することができます。ただし、処理する他の IC カード乗車券の枚数を制限する場合があります。

4 前 2 項の場合、IC カード乗車券の 10 円未満の SF は、運賃等に充当することはできません。

(取扱区間)

第 20 条 IC カード乗車券の取扱区間は別表第 1 号のとおりとします。

2 前項の定めにかかわらず、自動改札機を設置しない改札口では利用できません。

(制限事項等)

第 21 条 1 回の乗車につき、2 枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。

2 入場時に使用した IC カード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該 IC カード乗車券を使用して再び入場することはできません。

- 3 次の各号の1に該当する場合には、ICカード乗車券を自動改札機で使用することはできません。
- (1) 入場時のSF残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき（Suica定期乗車券の券面表示区間内の駅から入場する場合を除きます。）
 - (2) 出場時にSF残額が乗車区間のIC運賃に満たないとき
 - (3) ICカード乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機によるICカード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき
 - (4) 記名Suicaにおいては、自動改札機による入場若しくは出場、Suica定期乗車券の発売、SFの使用又はSFのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、当社が別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき
- 4 乗車以外の目的で駅に入場又は駅から出場することはできません。
- 5 他の乗車券と併用して使用することはできません。ただし、Suica定期乗車券の券面表示区間内の駅を発駅又は着駅とする乗車券を併用する場合を除きます。
- 6 記名Suicaは、記名人以外がICカード乗車券として使用することはできません。
- 7 ICカード乗車券が使用できない他の鉄道会社線を利用することはできません。
- 8 記名Suicaは、券面表示事項が不明となったときはICカード乗車券として使用できません。この場合、当該記名Suicaを発売する駅に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。
- 9 1枚のICカード乗車券に発売できるSuica定期乗車券は1枚に限るものとし、Suica定期乗車券を発売後、当該Suica定期乗車券の有効期間を経過するまで又は第35条に規定する払いもどしの取扱いを受けるまでは、新たなSuica定期乗車券は発売できません。
- 10 不正使用に伴い使用停止となったSuica乗車券、又はSuica定期乗車券を使用することはできません。

（制限又は停止）

第22条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、乗車区間、乗車経路、乗車方法又は乗車する列車等の制限をすることがあります。

2 前項に基づくサービスの制限に対し、当社はその責めを負いません。

第2章 発売

（Suica定期乗車券の発売）

第23条 Suica定期乗車券の購入の申込みがあったときは、旅客が所持する記名Suicaに、旅客規則第26条に規定する通勤定期乗車券、旅客規則第27条に規定する通学定期乗車券（旅客規則第27条第3項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。）を発売しま

- す。また、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は、当社が準用する東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 21 号。以下「連絡規則」という。）第 24 条に規定する通勤定期乗車券及び第 25 条に規定する通学定期乗車券（同条第 4 項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます）を発売します。ただし、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は IC カード乗車券が利用できる駅の区間に限り発売します。
- 2 Suica 媒体を所持しない旅客から Suica 定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、記名 Suica の発売とあわせて取り扱います。この場合、SF 相当額を収受せずに発売することがあります。
 - 3 無記名 Suica を所持する旅客から Suica 定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、記名 Suica への変更とあわせて取り扱います。

第 3 章 IC 運賃

（IC 運賃）

- 第 24 条 旅客が、第 20 条に規定する区間内を第 19 条第 1 項の規定により IC カード乗車券の SF を利用して自動改札機から入場し、同一の IC カード乗車券により降車駅の自動改札機から出場する場合の運賃は、次条から第 27 条により算出した額（以下「IC 運賃」といいます。）とします。
- 2 IC カード乗車券を他の乗車券と併用した場合は、IC 運賃は適用しません。ただし、第 21 条第 5 項ただし書きの規定による場合を除きます。

（IC 運賃の計算経路等）

- 第 25 条 IC 運賃の適用は、旅客規則第 45 条の規定を準用します。

（小児の IC 運賃）

- 第 26 条 小児の IC 運賃は、大人の IC 運賃を折半し、1 円未満の端数を切捨てて 1 円単位とした額（以下この方法を「端数整理」といいます。）とします。

（大人の IC 運賃）

- 第 27 条 大人の IC 運賃は、次の各号により算出した額を合計した額とします。

(1) 営業キロ 12 キロメートル以上

次により計算した額を合計した額とします。

ア 旅客規則第 51 条第 1 項第 1 号に定める賃率を用いて、同規定を適用して算出した額

イ 前アの額に 100 分の 10 を乗じ、端数整理した額

(2) 営業キロ 11 キロメートル以下

営業キロ	大人の IC 運賃
3 キロメートル以下	189
4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合	231
7 キロメートルから 9 キロメートルまでの場合	242
10 キロメートルから 11 キロメートルまでの場合	252

(3) 前各号による IC 運賃は、別表 2 のとおりとなります。

第 4 章 IC 運賃の減算

(Suica 乗車券を使用する場合の IC 運賃の減算)

第 28 条 Suica 乗車券を第 19 条第 1 項の規定により使用する場合、出場駅において、入場駅から同一の取扱区間内を経由して最も低廉となる運賃計算経路で算出した IC 運賃を SF 残額から減算します。この場合、小児用の Suica 乗車券にあつては小児の IC 運賃を、その他の Suica 乗車券にあつては大人の IC 運賃を減算します。

(Suica 定期乗車券を使用する場合の IC 運賃の減算)

第 29 条 Suica 定期乗車券の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、当該乗車区間は、旅客規則第 120 条に規定する別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外又は有効区間外に対して前条の規定により算出した IC 運賃を SF 残額から減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券又においては小児の IC 運賃を、その他の Suica 定期乗車券においては、大人の IC 運賃を減算します。

2 前項にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前条の規定を準用することがあります。

第 5 章 効力

(Suica 乗車券の効力)

第 30 条 第 19 条第 1 項の規定により使用する場合の Suica 乗車券の効力は次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において、片道乗車 1 回に限り有効なものとし、この場合、小児用の Suica 乗車券にあつては 1 枚をもって小児 1 人、その他の Suica 乗車券にあつては 1 枚をもって大人 1 人に限るものとし、ただし、小児用以外の Suica 乗車券から大人の IC 運賃相当額を減算することを承諾して使用する場合には、小児 1 人が使用するこ

とができます。

- (2) 途中下車の取扱いはしません。
- (3) 入場後は、当日に限り有効とします。

(Suica 定期乗車券の効力)

第 31 条 Suica 定期乗車券は、券面表示区間外であっても、同一の取扱区間内にある駅相互間であれば、前条の規定を準用して乗車することができます。

- 2 小児用 Suica 定期乗車券は、券面表示の当該定期乗車券の有効期間にかかわらず、当該小児用 Suica の有効期限を経過した場合は IC カード乗車券として使用することができません。

(Suica 乗車券が無効となる場合)

第 32 条 Suica 乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、SF を含めて無効として回収します。

- (1) 第 21 条第 5 項の規定に違反して乗車した場合
- (2) 第 21 条第 6 項の規定に違反して乗車した場合
- (3) 第 21 条第 8 項の規定に違反して乗車した場合
- (4) 旅行開始後の Suica 乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (5) 係員の承諾なく自動改札機による改札を受けずに乗車した場合
- (6) 使用資格、氏名、年齢を偽って記名 Suica を使用した場合
- (7) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して記名 Suica を使用した場合
- (8) その他不正乗車的手段として使用した場合

- 2 前項第 1 号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。

(Suica 定期乗車券が無効となる場合)

第 33 条 Suica 定期乗車券（第 31 条第 1 項により第 30 条の規定を準用して乗車する場合を含みます。）は、前条第 1 項第 1 号、第 5 号及び第 8 号の規定並びに旅客規則第 81 条の規定に該当する場合、SF を含めて無効として回収します。

(不正使用未遂の場合の取扱方)

第 34 条 偽造、変造又は不正に作成された Suica 乗車券、Suica 定期乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

- 2 前項に規定するほか、Suica 乗車券、Suica 定期乗車券を不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがあります。

第6章 変更・払いもどし

(定期乗車券のみの払いもどし)

第35条 旅客は、記名 Suica に発売された定期乗車券が不要となった場合は、これを Suica 定期乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示し、当該 Suica 定期乗車券の記名人本人であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、次の各号により定期乗車券のみを払いもどします。ただし、別に定めるところにより、当該記名 Suica の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

- (1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどします。
- (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から、旅客規則第138条及び連絡規則第99条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払いもどします。
- (3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として定期乗車券1枚につき220円を収受します。

(注) Suica 定期乗車券が不要となり、SF 残額と同時に払いもどしする場合は、第12条第2項の規定により取り扱います。

第7章 特殊取扱い

(Suica 乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第36条 第32条第1項の各号の1に該当する場合は、乗車駅からの区間に対する旅客規則により算出した普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

- 2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第129条の規定を準用します。

(Suica 定期乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第37条 第33条の規定に該当し Suica 定期乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。

- (1) 第32条第1項第1号、第5号及び第8号の規定を準用して Suica 定期乗車券を無効として回収した場合、前条の規定を適用して取り扱います。
- (2) 旅客規則第81条の規定に該当し、Suica 定期乗車券を無効として回収した場合
ア 旅客規則第128条の規定により取り扱います。

イ 前アの規定により取り扱うほか、旅客規則第 81 条の第 1 号から第 5 号及び第 7 号から第 9 号の各号の 1 に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間（券面表示区間を除きます。）について旅客規則により算出した普通旅客運賃及びその 2 倍に相当する額の増運賃を合わせて収受します。

（入場駅と同一駅で出場する場合の取扱方）

第 38 条 Suica 乗車券又は Suica 定期乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場することなく再び入場駅まで乗車して出場する場合は、第 28 条の規定にかかわらず、実際乗車区間（券面表示区間内での乗車を除きます。）に対する IC 運賃を支払い、当該 Suica 乗車券又は Suica 定期乗車券の出場処理を受けなければなりません。

2 Suica 乗車券を使用して入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、旅客規則第 159 条の規定に基づき当該入場駅の入場料金相当額を支払い、当該 Suica 乗車券に対する出場処理を受けなければなりません。

3 Suica 定期乗車券を使用して当該券面表示区間外の駅で入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、前項の規定に準じて取り扱います。

（列車の運行不能の場合の取扱方）

第 39 条 Suica 定期乗車券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第 143 条に定める定期乗車券の規定により取り扱います。

2 Suica 乗車券を所持し乗車する旅客及び Suica 定期乗車券を所持し券面表示区間外を乗車する旅客が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ、請求することができます。

(1) 発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の運賃は収受しないものとし、無賃送還後に発駅において、当該 Suica 乗車券又は Suica 定期乗車券に対する出場処理を行います。

(2) 旅行を中止したとき又は発駅に至る途中駅まで送還したとき

旅行中止駅において発駅から当該駅までの区間について第 28 条及び第 29 条の規定により算出した IC 運賃を収受します。

(3) 不通区間を別途旅行するとき

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの区間について前号の規定により取り扱います。

第3編 ICカード乗車券の相互利用

第1章 通則

(当社以外の事業者が発行したICカードによる当社線内における乗車の取扱い)

第40条 当社以外の事業者が発行したICカードのうち、当社と相互に利用が可能なものについては、当社線内においてICカード乗車券に準じて乗車等の取扱いを行います。

2 当社線内でICカード乗車券に準じて利用できるICカードを発行する事業者(以下これらを「発行会社」といいます。)は次のとおりとします。

- (1) 東京モノレール株式会社
- (2) 東京臨海高速鉄道株式会社
- (3) 株式会社パスモ
- (4) 北海道旅客鉄道株式会社
- (5) 株式会社名古屋交通開発機構
- (6) 株式会社エムアイシー
- (7) 東海旅客鉄道株式会社
- (8) 株式会社スルッと KANSAI
- (9) 西日本旅客鉄道株式会社
- (10) 九州旅客鉄道株式会社
- (11) 株式会社ニモカ
- (12) 福岡市交通局

3 前項に規定する発行会社が発行したICカードで、当社線内において乗車等の取扱いをする場合は、第9条から第11条、第13条から第22条、第24条から第34条及び第36条から第39条の規定を準用します。

(注) 第13条及び第14条の規定のうち再発行請求の受付以外の取扱い、第21条第8項の規定のうち再印字の取扱い、同条第9項に規定するICカード乗車券の発売等の取扱い並びに第12条、第23条、第35条に規定する取扱いは、当該ICカード等の発行会社(定期乗車券等が発売されたICカード等の場合は、当該定期乗車券等が発売した会社)の定めるところによります。

4 前項にかかわらず、第2項第4号及び第7号に規定する発行会社のICカードにあっては、第13条及び第14条に規定する再発行の取扱いを行いません。

5 第3項にかかわらず、第2項第5号、第6号及び第8号から第12号に規定する発行会社のICカードにあっては、第13条並びに第14条に規定する再発行の取扱いを行いません。

6 第11条の規定にかかわらず、第2項第3号から第12号に規定する発行会社のICカードの利用履歴の印字は、最近の利用履歴から20件に限りさかのぼることができます。

(他社の乗車券類の無効回収)

第 41 条 第 32 条又は第 33 条の規定により Suica 乗車券又は Suica 定期乗車券を無効として回収する場合は、当該 Suica 乗車券又は Suica 定期乗車券に発売された他社の乗車券類も無効として回収します。

第 2 章 複数の鉄道会社線を乗継ぐ場合の旅客の取扱い

(Suica 定期乗車券の券面表示区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)

第 42 条 Suica 乗車券で入場し、接続駅において改札を受けることなく当社線を含む複数の鉄道会社線（合わせて 4 社以内に限り、）を乗継いで乗車する場合は、出場駅において、第 28 条の規定による当社の IC 運賃と鉄道会社毎に定める普通旅客運賃（鉄道会社毎に IC カードに適用する運賃がある場合は、IC 運賃に相当する運賃。以下本章において同じ。）との合算額（以下「IC 運賃等」といいます。）を SF 残額から減算します。

(Suica 定期乗車券の券面表示区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)

第 43 条 Suica 定期乗車券の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外に対して IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券にあっては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 定期乗車券にあっては大人の IC 運賃等を減算します。

2 前項にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して第 42 条から前条の規定を準用することがあります。この場合、小児用の Suica 定期乗車券にあっては小児の IC 運賃等を、小児用以外の Suica 定期乗車券にあっては大人の IC 運賃等を減算します。

附 則

この規則は、2026 年 3 月 14 日から施行します。

別表第1号(第20条) ICカード乗車券取扱区間

線 区	区 間
しなの鉄道株式会社 (しなの鉄道線・北しなの線)	全 線

別表第2号(第27条) 大人のIC運賃

営業キロ	IC運賃	営業キロ	IC運賃	営業キロ	IC運賃	営業キロ	IC運賃
1	189	31	693	61	1,353	91	2,013
2	189	32	715	62	1,375	92	2,035
3	189	33	737	63	1,397	93	2,057
4	231	34	759	64	1,419	94	2,079
5	231	35	781	65	1,441	95	2,101
6	231	36	803	66	1,463	96	2,123
7	242	37	825	67	1,485	97	2,145
8	242	38	847	68	1,507	98	2,167
9	242	39	869	69	1,529	99	2,189
10	251	40	891	70	1,551	100	2,211
11	251	41	913	71	1,573	101	2,233
12	275	42	935	72	1,595	102	2,255
13	297	43	957	73	1,617	103	2,277
14	319	44	979	74	1,639		
15	341	45	1,001	75	1,661		
16	363	46	1,023	76	1,683		
17	385	47	1,045	77	1,705		
18	407	48	1,067	78	1,727		
19	429	49	1,089	79	1,749		
20	451	50	1,111	80	1,771		
21	473	51	1,133	81	1,793		
22	495	52	1,155	82	1,815		
23	517	53	1,177	83	1,837		
24	539	54	1,199	84	1,859		
25	561	55	1,221	85	1,881		
26	583	56	1,243	86	1,903		
27	605	57	1,265	87	1,925		
28	627	58	1,287	88	1,947		
29	649	59	1,309	89	1,969		
30	671	60	1,331	90	1,991		